

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成20年3月26日適当と決定した。

その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成20年4月15日から同年5月5日まで縦覧に供する。

平成20年4月8日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
小田奈良須両池土地改良区	単独市費補助土地改良事業 (農道事業) 新池地区	高松市産業部 土地改良課
高松市屋島仲池土地改良区	団体営ため池等整備事業 (小規模・一般型) 小判屋池地区	〃